

## I. 給水装置工事設計施工指針



# 総 則

1. 総 則	
1. 1 目的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 給水装置の基本事項	2
1. 4 適用範囲	2
1. 5 指定給水装置工事事業者	2
1. 6 給水装置工事主任技術者	4
1. 7 給水装置の管理	5
1. 8 給水装置工事の費用負担	5
1. 9 給水装置工事の種類	6
1. 10 給水装置工事の順序	7



# 1. 総 則

## 1. 1 目的

この給水装置工事設計施工指針（以下「指針」という。）は、水道法及び帯広市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理手続きを定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

<解説>

1. この指針において「条例等」とは、以下による。

(1) 「法」

IV. 関連法令 1. 「水道法」(S32 法律第 177 号) をいう。

(2) 「施行令」

IV. 関連法令 2. 「水道法施行令」(S32 政令第 336 号) をいう。

(3) 「施行規則」

IV. 関連法令 3. 「水道法施行規則」(S32 厚生省令第 45 号) をいう。

(4) 「基準省令」

IV. 関連法令 4. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(H9 厚生省令第 14 号) をいう。

(5) 「条例」

IV. 関連法令 5. 「帯広市水道事業給水条例」(H10. 3. 24 条例第 5 号) をいう。

(6) 「施行規程」

IV. 関連法令 6. 「帯広市水道事業給水条例施行規程」(H10. 3. 31 帯広市水道事業管理規程第 1 号) をいう。

(7) 「指定工事事業者規程」

IV. 関連法令 7. 「帯広市指定給水装置工事事業者規程」(H10. 3. 31 帯広市水道事業管理規程第 2 号) をいう。

## 1. 2 用語の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1. 配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

2. 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。

3. 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

<解説>

1) 給水装置とは、法第 3 条第 9 項の規定による。機構的に配水管と直結していないものは給水装置ではない。即ち、配水管の水圧と縁が切れた構造となっている受水タンク以下の設備（給水設備）は、飲料水の配管であっても水道法上の給水装置ではない。

2) 給水装置には、水道メーター（以下「メーター」という。）筐、その他の付属用具を備えなければならない。

### 1. 3 給水装置の基本事項

給水装置の基本事項は、次のとおりである。

1. 給水装置は、需要者の費用で設置される個人財産であり管理責任は需要者である。一方、水道事業管理者は、水量、水圧及び水質の確保についての責任を果たすため、当該給水装置について、法令に定める基準に適合しているかの審査及び検査をすることになっている。
2. 設計施工にあたっては、給水装置の全体が適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わされたシステムとなるよう留意すること。
3. 給水量の正確な計量には、メーターの適正な選定と共に適正な配置と管理が必要である。
4. 給水装置の構造及び材質は、「寒冷地」という地域の特色に見合った配慮が必要である。また、給水管の管種決定にあたっては、水質、土壌の影響等について十分な配慮が必要である。
5. 需要者に対し、給水装置の適切な使用や維持管理について、広く周知する必要がある。

### 1. 4 適用範囲

この指針は、工事申込者からの依頼を受けて、帯広市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

<解説>

3階以上の直結直圧給水及び階層に限らず直結加圧給水に関わる技術的な事項は、「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」によること。

### 1. 5 指定給水装置工事事業者

1. 給水装置工事を行う者は、帯広市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の指定を受けた指定事業者でなければならない。
2. 指定事業者の指定は、5年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

<解説>

- 1) 指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。（Ⅳ. 関連法令 7. 帯広市指定給水装置工事事業者規程を参照）
- 2) 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定事業者の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。
- 3) 指定された事業者は、5年ごとの指定の有効期間を定められ、その期間内に更新の申請がされない場合は、その期間の経過によって効力を失うこととなる。
- 4) 指定又は指定の更新要件は次のように定められている。（法第25条の3又は第25条の3の2）
  - (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
  - (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
- ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ホ その義務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者。
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。

5) 指定又は指定の更新時の申請に追加する届出

指定又は指定の更新の申請をしようとする事業者は、提出する申請書類に追加して、申請事業者の運営基準や営業内容等を確認するため、「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項届」を管理者に届出すること。また、管理者は届出された内容を水道利用者等が指定事業者を選択する際に有用となるよう公表する。(IV. 関連法令 18. 「帯広市指定給水装置工事事業者指定・更新時事務処理要領」を参照)

6) 水道事業者は、指定又は指定の更新要件を満たす工事事業者から申請があれば指定することになるが、指定事業者は、指定を受けることにより、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないほか、水道事業者からの要求に応じて、給水装置の検査への主任技術者の立会い、報告及び資料の提出など、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととなる。

7) 指定事業者の事業の基準

(1) 指定事業者は、施行規則第36条で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努める。

- ア 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して職務を行う者を指名すること。
- イ 配水管から分岐して給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者(注)に従事させ、又は実施に監督させること。
- ウ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
- エ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。
- オ 次に掲げる行為を行わないこと。
  - a) 施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - b) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。
- カ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定事業者が3年間保存すること。

(注) (1)イの適切に作業を行う事が出来る技能を有する者とは次の者をいう。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。これには日本水道協会北海道地方支部で実施した「配水管施工技能者(旧1級配管技工)」「サドル付分水栓・穿孔資格(旧2級配管技工(サドル有り))」を含む。)。
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士

③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

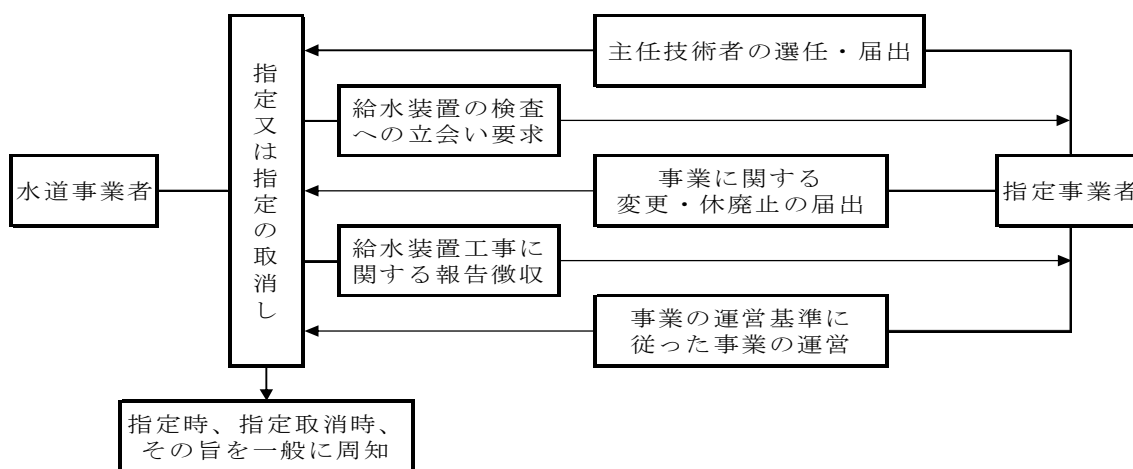
④ (財)給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定会に合格した者

なお、いずれの場合も、配水管への分水の取付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

## 8) 違反行為

IV. 関係法令 7.「指定給水装置工事事業者規程」に違反した場合は、11.「指定給水装置工事事業者違反行為事務処理要領」に規定している処分が課せられる。

## 9) 指定給水装置工事事業者制度の概要



### 1. 6 給水装置工事主任技術者

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実にを行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理。
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指揮監督。
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条の基準に適合していること確認。
4. 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。
  - (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。
  - (2) (1)の工事、及び配水管への取付口からメーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
  - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡。

主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。



<解説>

1) 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する従業員の指導監督を行うなどの業務を行うものである。
- (2) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を十分に果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり。また、構造・材質基準や給水装置工事技術等についての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) 主任技術者の知識及び技能としては、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査などの各段階において必要とされるものはもとより、条例に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施するために必要なものなど多岐にわたる。また、新技術、新材料に関する知識や、関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことも重要である。
- (4) 主任技術者は、配管工など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2) 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において工事の作業又は監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) 主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実行性を持たせることが不可欠である。
- (3) 所属する指定事業者の技術者や技能者の技術力向上のためには、主任技術者が、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることなどで期待される。

1. 7 給水装置の管理

給水装置の管理責任は、所有者又は管理人若しくは使用者にあり、善良な管理義務を負う。

<解説>

- 1) 水道事業者が管理するのは水道施設であり、給水装置は所有者等が管理する。

1. 8 給水装置工事の費用負担

給水装置工事に要する費用は、その工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。

<解説>

市において負担する費用とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は、管理者がその都度行う。(IV. 関連法令 10. 帯広市水道使用者等の管理上の責任に関する取扱要綱を参照)

- 1) 給水装置の異状の届出がなされた場合、メーター更新時、メーター故障及び破損における、止水栓、メーター筐及びその他の付属施設の修繕。
- 2) 屋外における凍結時の修繕。
- 3) 公道上の給水装置の修繕。「公道」とは国道、道道、市道及び不特定多数の自動車等の通行が常時あると認められる道路)
- 4) その他管理者が必要と認めたとき。

## 1. 9 給水装置工事の種類

給水装置工事には、次の種類がある。

### 1. 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。(建替え等改造時にメーターを増設する場合も含む。)

### 2. 改造工事

既設給水装置の現状を変更する工事。

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 口径変更    | 分水栓、給水管、メーター及び水抜栓の口径変更工事。  |
| (2) 増設      | 水抜栓等を追加する工事。               |
| (3) 部分撤去    | 給水装置の一部を撤去する工事。            |
| (4) 位置変更    | 給水管の布設路線又は水抜栓等の位置を変更する工事。  |
| (5) 給水管改良工事 | 管種の変更、集約及び切替え等、給水管を改良する工事。 |

### 3. 撤去工事

不要となった既設給水装置の全てを取り除く工事。(メーターの撤去が伴う工事)

### 4. 修繕工事

既設給水装置の破損部分等を修復する工事。また、凍結を解氷する等使用不能の状態を修理する工事。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。

<解説>

#### 1) 次の工事は、修繕工事として取り扱う

- (1) 同口径メーターの取替え (口径変更は改造工事を必要とする)
- (2) 水抜栓の取替え
- (3) 漏水修理に伴う迂回及び切替工事
- (4) 水洗トイレ接続を除く簡易室内配管 (総延長 3.0m 以内)
- (5) 水抜栓取替えに伴う簡易な移設 (一掘削による移設 3.0m 以内)
- (6) 止水栓メーター等簡易な移設
- (7) 給水管の増減径を伴わない掘り下げ工事

上記修繕工事の取扱いについて、事務処理の簡略化を図るため行っているものであり、施工した場合は次の様式により報告するものとする。(1)～(2)については「修繕報告書」のみを提出し、(3)～(7)については「給水装置工事施行書」を提出すること。

#### 2) その他の工事

- (1) 臨時工事 工事用水又は仮設事務所等で臨時的に給水するため施工する工事、使用期間は原則として1年以内とする。
- (2) 大口工事 メーター設置を伴わない給水管布設を主とする工事

1.10 給水装置工事の順序

指定事業者は、工事申込者と工事契約を締結した後、本市に対して必要な手続きを行うこと。

<解説>

